

川越市告示第435号

「農業振興地域の整備に関する法律」（昭和44年法律第58号）第13条第1項の規定に基づき、農業振興地域整備計画の変更を行ったので、同法第13条第4項で準用する、同法第12条第1項の規定に基づき公告するとともに、同条第2項の規定により当該計画書を次のとおり縦覧に供する。

令和8年6月10日

川越市長 森 田 初 恵

- 1 農業振興地域整備計画変更の縦覧場所
川越市元町1丁目3番地1
川越市役所産業観光部農政課
- 2 農業振興地域整備計画変更の縦覧期間
令和8年6月10日以降常時備え置いてあります。

(様式4 別添2 その1-1)

農業振興地域整備計画変更総括表

1 農用地利用計画の変更

(1) 農用地区域からの除外案件 (法第13条第2項に係る除外)

事案 番号	農用地 区 域 番 号	所在地 (大字、字、地 番)	地目		面積 (㎡)	除外事由 (利用目的)	法第13条第2項の除外要件						
			登 記 簿	現 況			必要性 適当性 非代替性 (1号)	地域計画 への支障 (2号)	農業利用 への支障 (3号)	農用地の利 用集積への 支障 (4号)	土地改良 施設への 支障 (5号)	農業公共 投資の 効用確保 (6号)	
1	田面沢	今成四丁目35 番5の一部	田	田	331	分家住宅	有	無	無	無	無	無	該当無し
2	高 階	砂新田(元砂 久保分)字武 蔵野180番2	畑	畑	1,967	資材置場	有	無	無	無	無	無	該当無し
3	高 階	砂新田字藤間 裏坂下452番1	畑	畑	2,902	駐 車 場	有	無	無	無	無	無	該当無し
		砂新田字藤間 裏坂下452番5	畑	畑	1,203								
福 原	下松原(元牛 子分)字荒久8 64番1	畑	畑	81									
計					6,484 (田…331㎡、畑…6,153㎡)								

注:「所在地」欄は、除外しようとする土地の地番をすべて記入すること(〇〇番地他〇筆という記入はしないこと)。

事案ごとに「変更後の使用目的にかかる資料(様式4 別添2 その1-2)」を作成すること

(2) 農用地区域への編入

事案番号	農用地 区域 番号	所在地 〔大字、字、地番〕	地目		面積 (㎡)	編入する理由
			登記簿	現況		
1	山田	上寺山字東田322番1	田	田	957	事業計画が中止になったため。
2	山田	上寺山字東田323番1	田	田	957	事業計画が中止になったため。
3	山田	上寺山字東田351番1	田	田	948	事業計画が中止になったため。
4	山田	上寺山字東田352番1	田	田	948	事業計画が中止になったため。
合 計					3,810	